



令和3年度静岡市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	261,735戸
(2) 年間総処理水量	145,230,000m ³
(3) 一日平均処理水量	397,890m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備事業	9,368,312千円
下水道管渠布設等	16,140m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	22,190,000千円
第1項 営業収益	16,117,914千円
第2項 営業外収益	6,072,086千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	21,433,000千円
第1項 営業費用	19,059,015千円
第2項 営業外費用	2,372,985千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,330,000千円は、減債積立金1,104,470千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額543,569千円、過年度分損益勘定留保資金1,064,199千円及び当年度分損益勘定留保資金6,617,762千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	11,704,000千円
第1項 企 業 債	8,651,300千円
第2項 出 資 金	669,000千円
第3項 国庫(県)支出金	2,293,055千円
第4項 他 会 計 支 出 金	30,000千円
第5項 負 担 金	60,645千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	21,034,000千円
第1項 建 設 改 良 費	9,415,950千円
第2項 企 業 債 償 還 金	10,517,000千円
第3項 受 益 者 負 担 金 返 還 金	50千円
第4項 投 資	1,100,000千円
第5項 予 備 費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道整備費	令和4年度	500,000千円
追分二丁目地区浸水対策事業	令和4～6年度	3,000,000千円
長田浄化センター及び下川原雨水ポンプ場監視制御設備改築工事	令和4～5年度	2,490,957千円
清水北部浄化センター受変電設備改築工事	令和4年度	392,125千円
清開ポンプ場受変電設備改築工事	令和4年度	211,130千円
清開ポンプ場汚水ポンプ機械設備改築工事	令和4年度	269,487千円
清開ポンプ場汚水ポンプ電気設備改築工事	令和4年度	52,783千円
浜田ポンプ場監視制御設備改築工事	令和4年度	131,376千円
折戸雨水ポンプ場雨水ポンプ用原動機機械設備改築工事	令和4年度	209,228千円
折戸雨水ポンプ場雨水ポンプ用原動機電気設備改築工事	令和4年度	52,915千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	8,651,300千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和3年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,626,777千円

- (2) 交際費 200千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	土 地	能島雨水ポンプ場及び 渋川雨水ポンプ場用地	2,147 m ²

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏